

山梨県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

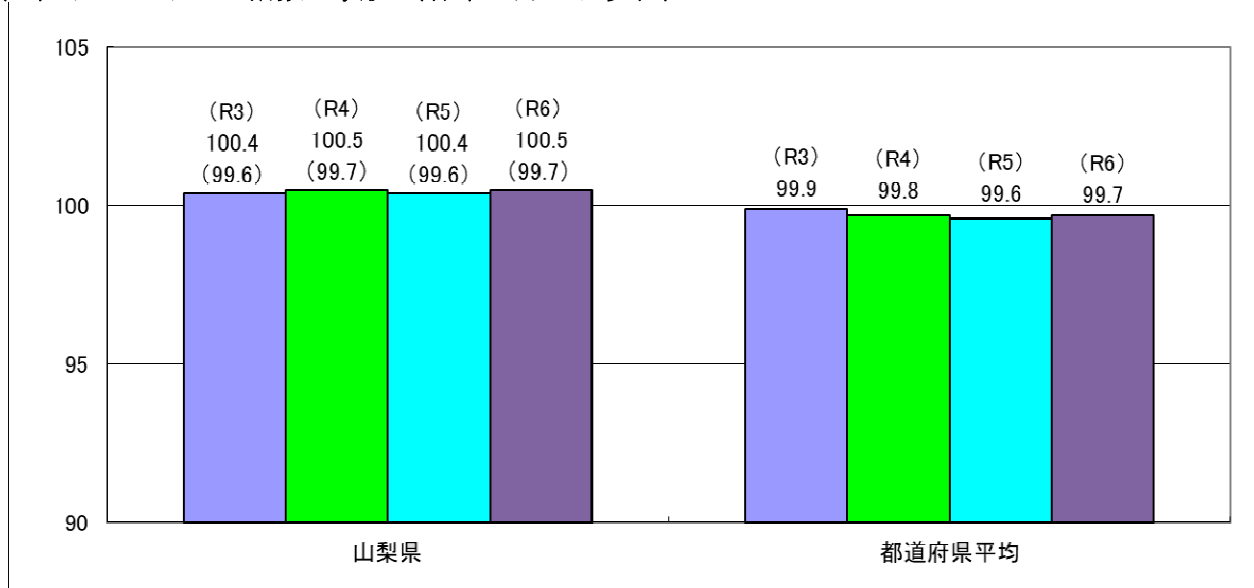
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 806,369	千円 544,039,848	千円 5,994,349	千円 111,446,424	% 20.5	% 20.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 12,573	千円 52,012,070	千円 9,605,655	千円 21,182,310	千円 82,800,035	千円 6,586	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

() 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ ラスパイレス指数が100を超えている理由等

本県と国とでは、学歴別・経験年数別の職員構成比率が異なるため。
今後とも、民間賃金水準との均衡を考慮した人事委員会勧告の内容を尊重して、適切な措置を講じていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
6年度	円 382,522	円 372,901	9,621 2.58%	% 2.58	% 2.58	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 4.60	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容

給料表の適用実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえ、見直しを実施。 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

国基準では、甲府市6%、南アルプス市及び上野原市3%に対し、県内一律3%を支給。県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師については、国に準じて支給。平成27年度の給与改定後は平成27年4月に遡及し、国の原資の範囲内で県内一律3.3%を支給。平成28年度の給与改定後は平成28年4月に遡及し、国の原資の範囲内で県内一律3.5%を支給。平成31年度4月1日以降は県内一律2.75%を支給。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山梨県	55.8 歳	69 人	350,661 円	395,014 円	371,074 円	-	-	-	-
うち学校給食員	55.0 歳	4 人	377,233 円	395,406 円	393,314 円	飲食物調理従事者	49.2 歳	267,000 円	1.48
うち用務員	55.2 歳	23 人	343,061 円	374,618 円	365,002 円	他に分類されない運搬等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.53
うち自動車運転手	55.9 歳	31 人	353,099 円	413,524 円	374,261 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	66 歳	244,600 円	1.69
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	-	330,553 円	-	-	-	-
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山梨県	-	-	-
うち学校給食員	6,566,672 円	3,466,100 円	1.89
うち用務員	6,066,916 円	3,297,300 円	1.84
うち自動車運転手	6,709,288 円	3,200,000 円	2.10

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨県	46.7 歳	379,483 円	430,866 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨県	42.5 歳	353,609 円	396,033 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	37.8 歳	328,049 円	437,730 円	360,470 円
国	41.8 歳	328,209 円	－	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

⑥福 祉 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	37.3 歳	335,740 円	391,110 円	356,038 円
国	44.1 歳	337,496 円	－	386,299 円
都道府県平均	40.0 歳	316,625 円	419,982 円	354,460 円

⑦看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山梨県	42.7 歳	360,076 円	420,276 円	384,809 円
国	48.1 歳	325,124 円	－	365,921 円
都道府県平均	40.6 歳	316,903 円	388,822 円	345,624 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	175,002 円	-
	中 学 卒	156,464 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	227,795 円	-
	高 校 卒	184,775 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	227,795 円	-
	高 校 卒	184,775 円	-
警 察 職	大 学 卒	233,135 円	227,600 円
	高 校 卒	203,615 円	191,800 円
福 祉 職	大 学 卒	210,265 円	-
	高 校 卒	182,760 円	-
看護・保健職	大 学 卒	234,546 円	-
	高 校 卒	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和6年4月1日現在)

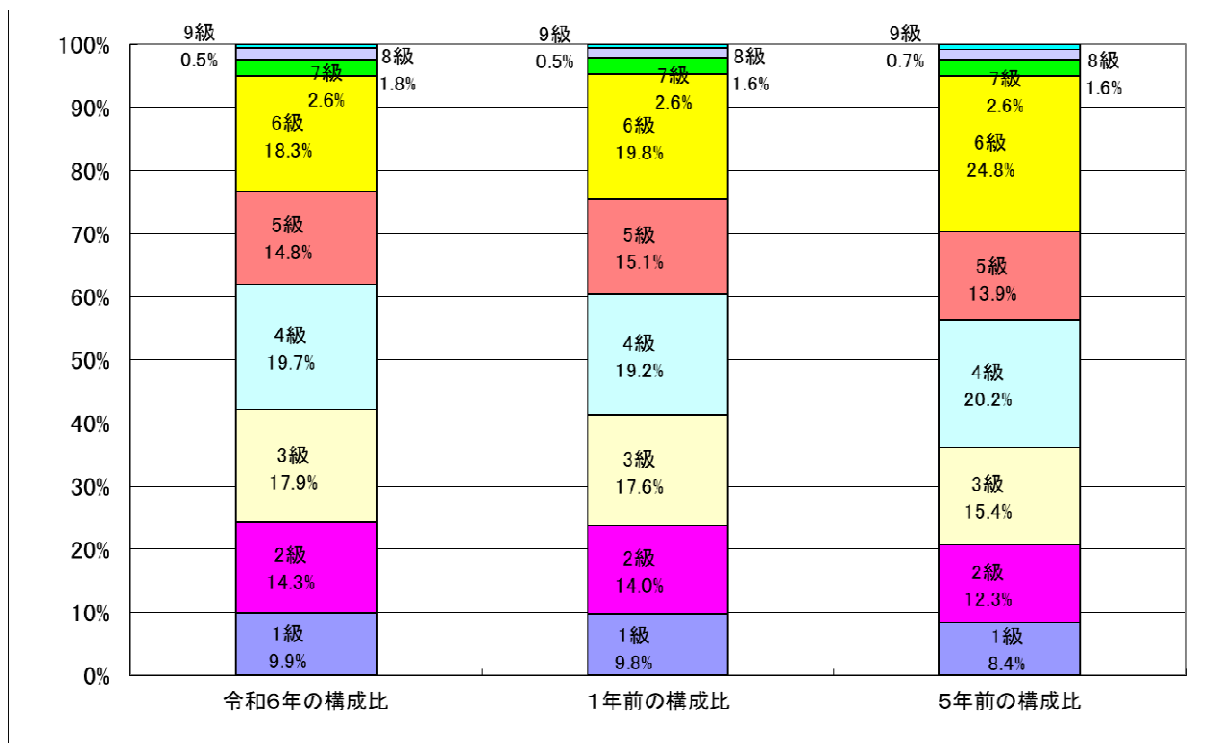
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,530 円	358,383 円	386,374 円	405,149 円
	高 校 卒	231,190 円	310,826 円	341,260 円	380,490 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	374,893 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高等学校教育職	大 学 卒	322,903 円	400,148 円	425,180 円	439,389 円
	高 校 卒	265,710 円	- 円	- 円	- 円
小・中学校教育職	大 学 卒	322,677 円	389,239 円	412,007 円	424,460 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒	288,269 円	382,173 円	412,034 円	429,535 円
	高 校 卒	268,599 円	339,519 円	394,781 円	413,361 円
福 祉 職	大 学 卒	301,240 円	390,529 円	- 円	432,677 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
看護・保健職	大 学 卒	299,191 円	384,553 円	- 円	398,506 円
	短 大 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

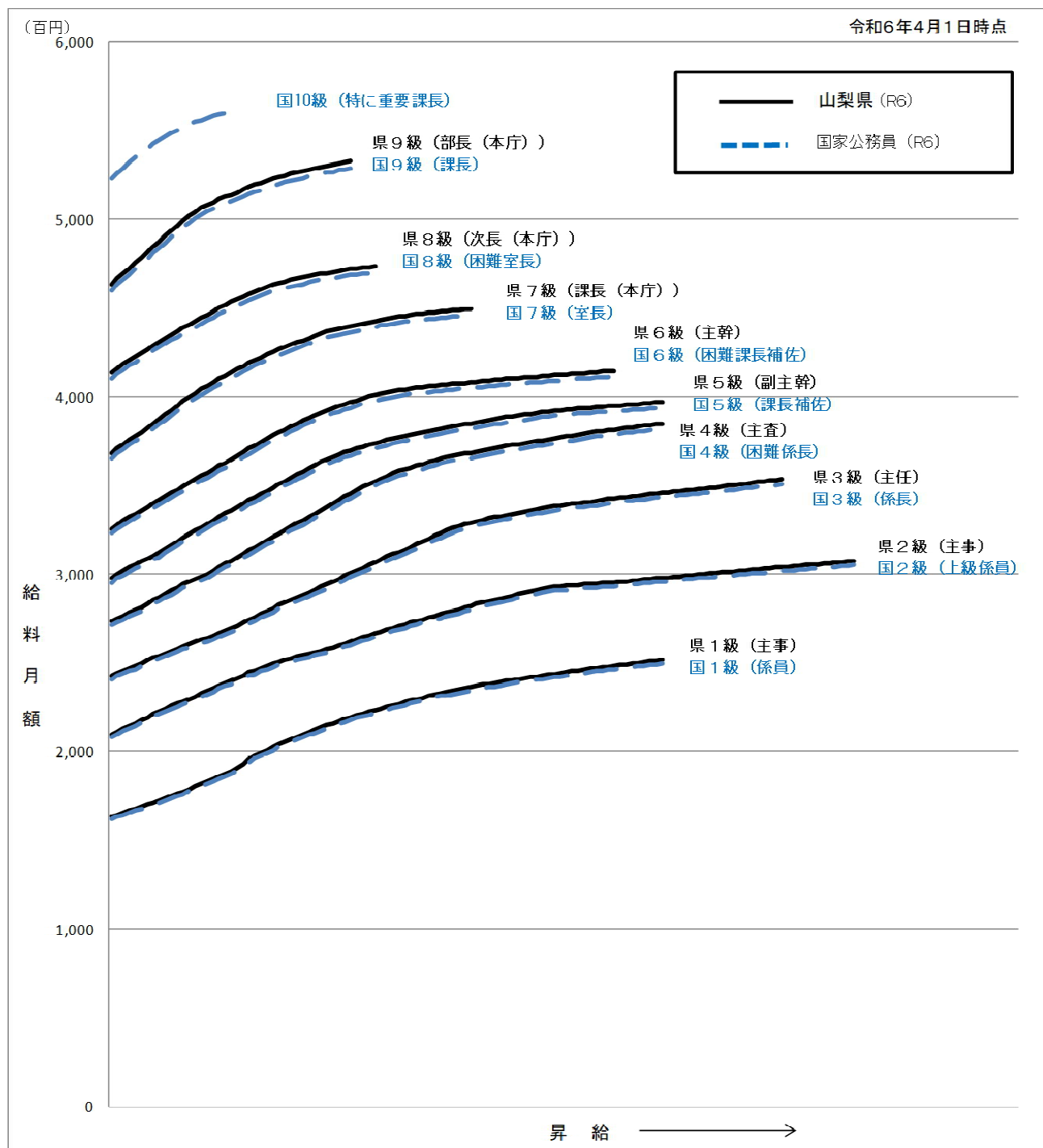
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	人 16	% 0.5	円 463,349	円 532,866
8 級	次長	59	% 1.8	円 413,377	円 473,525
7 級	課長・参事	86	% 2.6	円 368,241	円 449,546
6 級	課長・主幹	599	% 18.3	円 325,523	円 414,384
5 級	課長補佐	484	% 14.8	円 297,615	円 396,955
4 級	主査・副主査	645	% 19.7	円 273,637	円 384,865
3 級	主任	585	% 17.9	円 242,706	円 353,632
2 級	主事・技師	468	% 14.3	円 209,560	円 307,489
1 級	主事・技師	人 325	% 9.9	円 163,315	円 251,270

- (注) 1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（山梨県）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 梨 県		国	
1人当たり平均支給額(5年度)		—	
1,636 千円			
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（山梨県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

山 梨 県					国				
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)					定年前早期退職特例措置				
1人当たり平均支給額 2,751 千円 21,954 千円					(2%～45%加算)				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		1,539,717	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		122,462	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
甲府市	2.75 %	4388 人	6.0 %
富士吉田市	2.75 %	619 人	0.0 %
都留市	2.75 %	413 人	0.0 %
山梨市	2.75 %	471 人	0.0 %
大月市	2.75 %	341 人	0.0 %
韮崎市	2.75 %	659 人	0.0 %
南アルプス市	2.75 %	808 人	3.0 %
北杜市	2.75 %	430 人	0.0 %
甲斐市	2.75 %	731 人	0.0 %
笛吹市	2.75 %	899 人	0.0 %
上野原市	2.75 %	197 人	3.0 %
甲州市	2.75 %	523 人	0.0 %
中央市	2.75 %	217 人	0.0 %
市川三郷町	2.75 %	345 人	0.0 %
富士川町	2.75 %	206 人	0.0 %
早川町	2.75 %	29 人	0.0 %
身延町	2.75 %	117 人	0.0 %
南部町	2.75 %	88 人	0.0 %
昭和町	2.75 %	211 人	0.0 %
道志村	2.75 %	22 人	0.0 %
西桂町	2.75 %	28 人	0.0 %
忍野村	2.75 %	58 人	0.0 %
山中湖村	2.75 %	44 人	0.0 %
鳴沢村	2.75 %	15 人	0.0 %

富士河口湖町	2.75 %	319 人	0.0 %
小菅村	2.75 %	19 人	0.0 %
丹波山村	2.75 %	18 人	0.0 %
特別区	20.00 %	32 人	20.0 %
大阪市	16.00 %	4 人	16.0 %
横浜市	16.00 %	1 人	16.0 %
八王子市	15.00 %	1 人	15.0 %
静岡市	6.00 %	1 人	6.0 %
金沢市	3.00 %	1 人	3.0 %
珠洲市	0.00 %	1 人	0.0 %
氷見市	0.00 %	1 人	0.0 %
医師	16.00 %	20 人	16.0 %
その他	0.00 %	5 人	0.0 %
平均支給率	2.8 %	-	2.5 %

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	533,431 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	42,427 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	30.7 %
手当の種類(手当数)	37

手 当 名	支 給 要 件 等	対象機関等	支 給 額
1 税 務 手 当	県税の賦課若しくは徴収に関する業務又はその補助業務に従事した職員		
	① 賦課又は徴収の業務に直接従事した職員	税 務 課 総合県税事務所(管理職手当支給職員に限る。)	1日につき 580円
	② 徴収業務を常例とする職員(①以外の職員)	総 合 県 税 事 務 所	1日につき 630円
	③ ①及び②以外の職員	総 合 県 税 事 務 所	1日につき 530円
2 社会福祉業務従事手当	1 福祉に関する業務に従事した次の職員 ① 現業を行う職員(ケースワーカー等) ② 身体障害者福祉司 ③ 児童福祉司 ④ 知的障害者福祉司 2 心理治療又は生活支援に関する業務に従事した職員で人事委員会が定めるもの	1の職員 保 健 福 祉 事 務 所 障 害 者 相 談 所 富 士 ふ れ あ い セ ン タ ー 女 性 相 談 所 支 援 セ ン タ ー 中 央 児 童 相 談 所 都 留 児 童 相 談 所 こころの発達総合支援センター 2の職員 子 ども 心 理 治 療 セ ン タ ー う ぐ い す の 社	1日につき 500円 (人事委員会が定める職員にあっては、950円)

3 防疫等作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。) ① 感染症又はその疑いのある患者の診断、看護又は移送 ② 感染症の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 ③ 感染症の病原体の検査 ④ 感染症又はその疑いのある患者の死体の処理 ⑤ 結核患者の訪問指導 ⑥ 家畜伝染病の患者又は疑似患者の検査、病性鑑定、移送又は殺処分 ⑦ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 ⑧ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある場所に立ち入って行う動物その他の物の検査、採取又は集取 ⑨ 家畜伝染病の患者又は疑似患者の死体の処理 ⑩ 家畜伝染病(口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 ⑪ ⑩の家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業(⑩の作業を除く。)で人事委員会が定めるもの	①～⑤ 感 染 症 対 策 グ ル ー プ 職 員 厚 生 課 医 生 務 課 衛 生 薬 務 課 保 生 健 研 究 所 林 務 環 境 事 務 所 ⑥～⑩ 畜 産 課 食 肉 衛 生 検 査 所 家 畜 保 健 衛 生 所 ⑪ 全 職 員 ⑫ 畜 産 課 家 畜 保 健 衛 生 所	11 千円	1日につき ①～④及び⑩の作業 290円 死体解剖については1時間につき 290円 ⑪の作業 380円 (著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合 100/100を加算)																												
4 医師診療実験従事手当	診療又はこれに関する実験に直接従事した医師及び歯科医師	保 健 所 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センター うぐいすの社 あけぼの医療福祉センター 子育て支援局	5,258 千円	<table><tr><th colspan="2">職</th><th>月 額</th></tr><tr><td colspan="2">所 長</td><td>40,000円</td></tr><tr><td colspan="2">所 長(保健所に限る)</td><td>1日につき2,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の医師</td><td>2 級 以 上</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>1 級</td><td>30,000円</td></tr><tr><td colspan="2">所 長</td><td>50,000円</td></tr><tr><td colspan="2">副所長 主任医長 医長</td><td>45,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の医師</td><td>2 級 以 上</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>1 級</td><td>30,000円</td></tr><tr><td colspan="2">参 事</td><td>1日につき2,000円</td></tr></table>	職		月 額	所 長		40,000円	所 長(保健所に限る)		1日につき2,000円	その他の医師	2 級 以 上	40,000円	1 級	30,000円	所 長		50,000円	副所長 主任医長 医長		45,000円	その他の医師	2 級 以 上	40,000円	1 級	30,000円	参 事		1日につき2,000円
職		月 額																														
所 長		40,000円																														
所 長(保健所に限る)		1日につき2,000円																														
その他の医師	2 級 以 上	40,000円																														
	1 級	30,000円																														
所 長		50,000円																														
副所長 主任医長 医長		45,000円																														
その他の医師	2 級 以 上	40,000円																														
	1 級	30,000円																														
参 事		1日につき2,000円																														
5 種雄牛馬取扱手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 種雄牛馬又は種雄馬の精液の採取又は自然交配の作業 ② ①の作業の準備のため種雄牛馬又は種雄馬を御する作業	畜産酪農技術センター	62 千円	1日につき 250円																												
6 爆発物取扱手当	1 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 火薬類の製造施設の保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査 ② 高圧ガスの製造施設の立入検査若しくは災害調査又は高圧ガス容器等の調査若しくは検査 ③ ボイラー又は第一種圧力容器の落成検査、性能検査又は使用再開検査 2 爆発物の検索、撤去、解体鑑定又は爆破処理の作業に従事した警察職員 3 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業(人事委員会の定めるもの。) ② 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(①の処理作業を除く。) ③ 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業	1の作業 消 防 保 安 課 計 量 検 定 所 生 活 安 全 企 画 課 人 事 委 員 会 事 務 局	43 千円	1の作業 1日 250円 2の作業 1回 4,600円 3の①の作業 1回 4,600円 3の②の作業 1日 250円 3の③の作業 1日 460円																												
7 と畜業務従事手当	次の業務に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。) ① 獣畜のとさつ解体業務 ② 食鳥のとさつ解体業務	畜産酪農技術センター	2 千円	1日につき 270円																												
8 夜間看護手当	次の勤務時間において看護の業務に従事した場合 ① 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。) ② 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)	あけぼの医療福祉センター	15,379 千円	勤務1回につき ①の業務 7,300円 ②の業務 イ 深夜勤で深夜における勤務時間が2時間以上 3,550円 ロ 深夜における勤務が2時間未満 2,150円 イ、ロ以外 3,100円 〔 深夜勤とは午前零時から午前10時までの間に7時間45分以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。 〕																												
9 有害薬物取扱手当	人体に有害なガスの発生を伴う作業又は人体に有害な薬品を使用する作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)	衛 生 環 境 研 究 所 森 林 総 合 研 究 所 富 士 山 科 学 研 究 所 産 業 技 術 セ ン タ ー 総 合 農 業 技 術 セ ン タ ー 果 樹 試 験 場 専 門 学 校 農 林 大 学 校 家 畜 保 健 衛 生 所 畜 産 酪 農 技 術 セ ン タ ー 水 産 技 術 セ ン タ ー 北 杜 高 等 学 校 農 林 高 等 学 校 笛 吹 高 等 学 校	46 千円	1日につき 270円																												
10 放射線取扱手当	次の作業に従事した職員 ① エックス線その他の放射線の照射作業(給料の調整額を受ける者を除く。) ② ①の作業以外でエックス線その他の放射線を被ばくするおそれのある作業	あけぼの医療福祉センター 産 業 技 術 セ ン タ ー	60 千円	1日につき 250円																												

11 危険現場作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う監督又は検査等 ② 水面下4m以上の深所で行う調査、監督又は検査等 ③ 傾斜度平均40度以上で高低差10m以上の急傾斜地における調査、測量、監督又は検査等 ④ 掘削中又は巻き立て終了前のトンネル坑内における調査、測量、監督又は検査等 ⑤ 下水道の建設工事その他これに類する工事で地下7m以上の深所で行う調査、監督又は検査等 ⑥ 潜水器具を着用し、潜水して行う調査等	衛生業務課 森林整備課 林業振興課 山有林道課 気水質保全課 大観光資源課 密産地課 耕用地課 用道整備課 道速道推進課 治路管水課 砂防計課 都市住宅課 建設工事検査課 工学施設課 地域民生センター 森林環境事務所 森林総合研究所 埋蔵文化財センター 農務事務所 専門農林学校 水産技術センター 建設事務所 新環状道路建設事務所 流域下水道事務所	1千円	1日につき 320円
12 ダム管理作業手当	次の作業に従事した職員 ① 大雨又は雷雨等の悪天候下におけるダム管理の作業 ② 堤体内、堤体法面若しくは洪水吐ゲート上で行う測量、検査又は調査作業 ③ ダム湖において行う流木等の除去、採水又は巡視のための船上作業 ④ 堤体法面、管理用道路又は観測所に係る管理作業のうち足場の不安定な箇所における作業	広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所	189千円	1日につき 480円
13 用地交渉手当	用地取得等のため直接当該用地の所有者等と交渉する業務に従事した職員	年間を通じ又は一定期間恒常的に用地の取得のための交渉業務を所掌する公署	2,922千円	1日につき 750円
14 保健衛生業務従事手当	保健衛生に関する現業(技労職員を含む。給料の調整額、管理職手当、社会福祉業務従事手当、防疫等作業手当、と畜業務従事手当、有害害物取扱手当を受ける者を除く。)	衛生業務課 大気水質保全課 環境整備課 保健福祉事務所 衛生環境研究所 精神保健福祉センター 森林環境事務所	1,775千円	1日につき 340円
15 災害出動手当	災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業に従事した職員(技労職員を含む。)		400千円	1日につき ① 巡回監視 480円 ② 応急作業 730円 ③ 人事委員会が認める作業 730円を超えない範囲内 (③のうち一部の作業を除き、夜間の場合50/100を加算)
16 原子力緊急事態宣言があった場合の災害出動手当の特例	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内において行う作業又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業に従事した職員(学校職員及び警察職員を除く。)		0千円	1日につき ① 原子炉建屋内 40,000円を超えない範囲内 ② 原子炉建屋外 20,000円を超えない範囲内 ③ その他区域 10,000円を超えない範囲内 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合100/100を超えない範囲内で加算)
17 東日本大震災以外の特定大規模災害に係る災害出動手当の特例	著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、緊急災害対策本部が設置された場合に対処するため、巡回監視又は応急作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した職員(学校職員及び警察職員を除く。)		0千円	1日につき ① 巡回監視 災害出動手当に480円を超えない範囲内で加算 ② 応急作業 災害出動手当に730円を超えない範囲内で加算
18 道路上作業手当	交通をしゃ断することなく行道路路の維持修繕の作業その他の作業で次に定めるものに従事した職員 ① 舗装の打替え、カーレーシング、バンキング、砂利等の補給、凍結防止薬剤の散布及び路面の整正の作業並びにこれらの監督の作業 ② 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築及び維持修繕の作業並びにこれらの監督の作業 ③ 調査、測量及び検査の作業	県土整備部 (技術管理課、治水課、砂防課、建築住宅課及び宮宿課を除く。) 地域民生センター 工事検査課	231千円	1日につき 300円
19 多学年学級担当手当	小学校又は中学校の二以上の学年の児童・生徒で編制されている学級を担当する教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師 支給対象から除外される者 ① 給料の調整額を受ける者 ② 担当授業時間数が、その者の全担当授業時間数の1/2に満たない者 ③ 担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者	小中学校	12千円	1日につき イ 三以上の学年の児童・生徒で編制されている学級 350円 ロ 二の学年の児童・生徒で編制されている学級 290円

20 教 員 特 殊 業 務 手 当	教育職員で教育職給料表(一)の1・2・特2級の者又は教育職給料表(二)の1・2・特2級の者が次の業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 ① 非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ② 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③ 児童・生徒に対する緊急の補導業務 ④ 学校が計画・実施する修学旅行等において児童・生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 ⑤ 対外運動競技等において児童・生徒を引率して行う泊を伴うもの又は週休日等に行う指導業務 ⑥ 学校の管理下において行われる部活動における児童・生徒に対する指導業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの ⑦ 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの	小 学 校 中 学 校 高 等 学 校 特 別 支 援 学 校	284,753 千円	1日につき ①の業務 8,000円 (人事委員会が認める業務16,000円) ② " 7,500円 ③ " 7,500円 ④ " 5,100円 ⑤ " 5,100円 ⑥ " 2,700円 ⑦ " 900円
21 教 育 業 務 連 絡 指 導 手 当	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭が当該担当に係る業務に従事したとき	小 学 校 中 学 校 高 等 学 校 特 別 支 援 学 校	41,343 千円	1日につき 200円
22 私 服 作 業 手 当	次の業務に従事した管理職員以外の警察職員 ① 私服員として主として犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の業務 ② 青少年の補導業務	警察本部 生活安全部地域課・通信指令課 除く) 刑事部鑑識課・科学捜査 研究所除く) 交通部 警備部 警察署	39,313 千円	1日につき ①の業務 560円 ②の業務 220円
23 鑑 識 作 業 手 当	犯罪鑑識の業務に従事した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。)	警察本部 鑑識課 科学捜査研究所 警察署 鑑識係 警察本部 鑑識課 科学捜査研究所	2,015 千円	現場の業務 1日につき 560円 内勤の業務 1日につき 280円
24 看 守 、 護 送 手 当	被拘禁者の看守及び護送の業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署	3,627 千円	1日につき 250円
25 警 ら 手 当	警らの業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部 警察署 警察本部 地域課鉄道警察隊 警察署 地域課	29,271 千円	パトカーに乗務して行う警らの業務 1日につき 420円 所管区における上記以外の警ら(湖上警らを含む。)の業務 1日につき 340円
26 夜 間 特 殊 作 業 手 当	次の業務に従事した管理職員以外の警察職員(技労職員を含む。) ① 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる特殊な業務 ② 緊急の呼出しにより勤務を命ぜられ、当該勤務時間の一部又は全部が夜間(午後9時から翌日の午前5時まで)において行われる業務	① 交替制勤務による当番勤務に従事する警察職員 ② 警察本部 警察署	40,588 千円	① 当該勤務時間が 深夜の全部を含む勤務の場合 勤務1回につき 1,100円 深夜の一部を含む勤務の場合 勤務1回につき 730円 (2時間未満の場合は、410円) ② 業務1回につき 1,240円
27 交 通 警 察 業 務 手 当	高速道路又は一般道路において次に掲げる業務に従事した管理職員以外の警察職員 ① 交通人身事故の捜査、暴走族に係る捜査若しくは取締り又は飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査若しくは取締りの業務 ② 白バイ又はパトカーに乗務して行う交通取締りの業務 ③ 交通整理、交通取締り又は交通事故処理の業務(前二号に掲げる業務を除く。) ④ 大型自動車運転免許技能試験業務	① 警察本部 警察署 ② 警察本部 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 交通課 ③ 警察本部 警察署 ④ 警察本部 運転免許課	10,585 千円	① 1日につき イ 高速道路における業務 840円 ロ 一般道路における業務 560円 (日没時から日出時の間は50/100を加算) ② 1日につき イ 白バイ業務 560円 ロ 高速道路におけるパトカー業務 560円 ハ 一般道路におけるパトカー業務 420円 ③ 1日につき イ 高速道路における業務 460円 ロ 一般道路における業務 310円 ④ 1日につき 230円
28 死 体 処 理 手 当	次の作業に従事した警察職員(技労職員を含む。) ① 死体の解剖補助作業 ② 死体の収容又は検視の作業 ③ 検視官が行う死体の検視の作業	① 直接死体に触れ、解剖の補助作業を行う警察職員(技労職員を含む。) ② 直接死体に触れ、収容又は検視の作業を行う警察職員(技労職員を含む。) ③ 検視指導室長及び警察本部の刑事部において検視を担当する課長補佐(警察大学校法医学専門研究科修了者に限る。)	19,771 千円	① 1体につき 3,200円 ② 1体につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合 100/100を加算) ③ 1体につき 3,200円
29 東日本大震災以外の特定大規模災害に係る死体処理手当の特例	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、緊急災害対策本部が設置された場合に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定める作業に従事した職員(学校職員及び警察職員を除く。)		0 千円	1日につき ① 1,000円を超えない範囲内 (人事委員会が定める場合は、2,000円を超えない範囲内) (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合 100/100を超えない範囲内で加算)

30 救 助 捜 索 手 当	危険な事象における山岳遭難等の救助若しくは捜索作業に従事又は災害現場へ出動した管理職員以外の警察職員(山岳警備安全対策隊長及び技労職員を含む。) ※東京電力福島第一原子力発電所敷地内及び周辺区域(帰還困難区域等)で作業に従事した場合は、手当額の加算あり。	警察本部 警察署	2,469 千円	① 山岳遭難等の救助若しくは捜索の作業 イ 特に危険な作業 1日につき 2,000円 ロ その他の作業 1日につき 1,000円 ② 災害現場出動 イ 巡回監視 1日につき 480円 ロ 応急作業 1日につき 730円 (夜間の場合50/100を加算)
31 原子力緊急事態宣言があった場合の救助捜索手当の特例	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内において行う作業又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において人事委員会が定める区域において行う作業に従事した警察職員		0 千円	1日につき ① 原子炉建屋内 40,000円を超えない範囲内 ② 原子炉建屋外 20,000円を超えない範囲内 ③ その他区域 10,000円を超えない範囲内 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合100/100を超えない範囲内で加算)
32 東日本大震災以外の特定大規模災害に係る救助捜索手当の特例	著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、緊急災害対策本部が設置された場合に対処するため、巡回監視又は応急作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した警察職員		0 千円	1日につき ① 巡回監視 救助捜索手当に480円を超えない範囲内で加算 ② 応急作業 救助捜索手当に730円を超えない範囲内で加算
33 航 空 手 当	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事した職員 ① 航空機の操縦又は整備業務 ② 山岳遭難等の救助捜索 ③ 交通の整理又は取締り ④ 災害時の救援活動 ⑤ 犯罪の捜査 ⑥ 保安又は防犯活動 ⑦ 警備活動 ⑧ 災害急応対策活動 ⑨ 火災防抑活動 ⑩ 救急活動 ⑪ 災害予防対策活動 ⑫ 広域航空消防防災応援活動	消防保安課消防防災航空担当職員 警察職員(技労職員を含む。)	7,894 千円	① 操縦業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 5,100円 ※限度額:255,000円/月 ② 整備業務に従事する警察職員 搭乗時間 1時間につき 2,200円 ※限度額:55,000円/月 ③ その他の業務に従事する職員 搭乗時間 1時間につき 1,900円 (人事委員会が別に定める作業に従事した職員にあっては、その従事した日1日につき1,500円を加算) ※法令等の規定に基づく試験飛行等に従事した時間がある場合は手当額が加算される。
34 銃 器 犯 罪 捜 査 従 事 手 当	銃器若しくはクロスボウ(以下「銃器等」という。)又は銃器等の使い方のあるものが使用され、又は使用されるおそれがある現場において防弾装備を装着し、武器を携帯して次に掲げる業務に従事した警察官 ① 銃器等又は銃器等と思考されるものを使用している犯罪現場における犯人逮捕の業務又はこれに相当する業務 ② 銃器等を使用した犯人又は銃器等を所持している犯人逮捕の業務 ③ ①の業務に付随して行われる固定配置の業務 ④ ②の業務に付随して行われる固定配置の業務(銃器等を使用した犯人の逮捕の業務に限る。) ⑤ 銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行う警戒の業務 ⑥ 暴力団等からの保護対象者に対する銃器等による危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	警察本部 警察署	0 千円	1日につき ①の業務 1,640円 ② 〃 1,100円 ③ 〃 1,100円 ④⑤⑥ 〃 820円
35 身 辺 警 護 等 作 業 手 当	次に掲げる業務に従事した警察官 ① 天皇若しくは皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の身辺の警衛業務又は警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)第2条第1号に規定する警護対象者の身辺の警護業務 ② ①以外の皇族の身辺の警衛業務	警察本部 警察署	610 千円	1日につき ①の業務 1,150円 ② 〃 640円 (人事委員会が定める業務にあっては、510円を加算)
36 自 動 車 整 備 業 務 従 事 手 当	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条に規定する整備管理者としての業務に従事した技能労務職員		443 千円	1日につき 250円
37 特 殊 自 動 車 運 転 等 作 業 手 当	大型特殊自動車若しくは大型自動車又は中型自動車(車両総重量8t以上かつ乗車定員11人以上に限る。)の運転、大型特殊自動車による農耕作業等の業務に従事した技能労務職員		303 千円	1日につき 270円

(注) ① 日額手当については、1の②及び③、2、4、10、11の⑥、12、13、14、15、20、21、22、23、24、25、27、30、33、34、35、36を除き当該作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、本表に示した額の60%を支給する。

② 22、23、24、25、27、34、35については、引き続き翌日まで当該業務に従事したときにあっては、当該業務に従事を開始した日についてのみ支給。

※ 防疫等作業手当については、特定新型インフルエンザ等から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事した場合には手当額を1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であつて心身に著しい負担を与えること人事委員会が認めるものに従事した場合は4,000円)を超えない範囲内で人事委員会が定める額とする特例の適用あり。

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)	2,104,311 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (5 年 度 決 算)	411 千円
支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	2,344,740 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (4 年 度 決 算)	461 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。)。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度)
扶養手当	1 配偶者、配偶者・子以外の扶養親族1人につき 行政(一)9級相当月額 0円 行政(一)8級相当月額3,500円 行政(一)7級相当以下 月額6,500円 2 子 月額10,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※ 配偶者・子以外の扶養親族の範囲:22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	国と同じ	—	1,178,686 千円	240,450 円
住居手当	職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額16,000円を超える家賃を負担している職員 ・家賃 27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃額－27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円(支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て	国と同じ	—	699,336 千円	270,223 円

通勤手当	1 交通機関を利用する場合 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円＋(1ヶ月運賃等－55,000円)×1/2 2 自動車等を利用する場合 ・四輪自動車 通勤距離に応じて2km以上81km未満は3,000円～52,160円(81km以上は53,464円が限度額) ・四輪自動車以外(自転車を除く。) 通勤距離に応じて2km以上60km未満は2,000円～36,512円(60km以上は39,120円が限度額) ・自転車 通勤距離に応じて2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,200円 3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額 4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給 ※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金 5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給(限度額3,000円)	国と異なる	1 55,000円超過分の支給無し 2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※ 2km以上60km未満2,000円～29,800円(60km以上は31,600円が限度) 3 国と同じ 4 新規採用者は支給対象外20,000円が限度額 5 国は制度なし	1,109,606 千円	98,074 円
初任給調整手当	1 医療職給料表(一)の職員 ※人口の少ない市町村に所在する公署に置かれている職で採用による欠員の補充が相当困難なものと人事委員会が認めるもの 369,500円～58,400円 2 医療職給料表(一)の職員 ※1以外のもの 309,200円～51,900円 3 医学・歯学の知識を必要とする職員 ※行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるもの 51,100円～17,700円 4 獣医学の知識を必要とする職員 ※行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職で獣医学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるもの 30,000円～3,000円	国と同じ	—	55,562 千円	1,207,874 円

単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動又は公署の移転の直前の住所から在勤公署までの通勤距離が60km以上のものに対して支給する。	国と同じ	—	59,456 千円	353,905 円
管理職手当	管理職手当は、人事委員会が指定する職にある者に対して、職務・職責に応じた定額を支給する。支給額は、その者の属する職務の級における最高号給の給料月額25%の範囲内とする。 本庁の部長・次長 一種～三種 本庁の課長 四種～五種 本庁の総括課長補佐 六種～七種 校長 五種～七種 教頭 七種～八種			1,003,630 千円	726,216 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額の25%の範囲内で次により支給する。 6級地 25% 5級地 20% 4級地 16% 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4% ・特地公署 一級地: 西原警察官駐在所 小菅警察官駐在所 丹波警察官駐在所 二級地: 広瀬・琴川ダム管理事務所 琴川ダム管理課	国と同じ	—		
特地勤務手当に準ずる手当	職員が異動し、住居を移転した場合又は職員の勤務する公署が移転し、住居を移転した場合において、異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又はこれらに準ずる公署に該当するときは、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間、給料及び扶養手当の月額合計額の6%超えない範囲内の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。 準特地公署 深城ダム管理事務所 道志警察官駐在所	国と同じ	—	1,724 千円	191,608 円
へき地手当	へき地教育振興法の規定に基づいてへき地条件の程度に応じて1級から5級までに分類された地に所在する小・中学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の月額合計額の25%の範囲内で支給する。 支給割合 5級地 25% 4級地 20% 3級地 16% 2級地 12% 1級地 8% へき地学校に準ずる学校 4%				

へき地手当に準ずる 手当	職員が異動し、住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、住居を移転した場合において、異動の直後に在勤する学校又はその移転した学校がへき地学校又は特別の地域に所在する学校に該当するときは、当該異動又は公署の移転の日から3年以内の期間、給料及び扶養手当の月額合計額の4%超えない範囲内の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。			43,975 千円	349,005 円
定時制通信教育手 当	県立学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員に対し、給料の月額の5%を支給する。ただし、管理職手当を受ける者は、4%とする。			32,263 千円	219,475 円
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く県立学校で、農業若しくは農業実習又は工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該課程において実習を伴う科目を主として担任する場合に、その職員に対して給料の月額の10%を支給する。			91,443 千円	387,470 円
義務教育等教員特 別手当	義務教育諸学校(学校教育法に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。			422,461 千円	59,201 円
農林漁業普及指導 手当	農業又は林業の普及指導に関する事務に直接従事した普及指導員又は林業普及指導員(管理職手当を受ける者を除く。)に対して給料月額の8%を支給する。			7,700 千円	385,011 円
宿日直手当	勤務1回につき、普通当直4,400円、業務当直7,400円、医療施設の医師・歯科医師21,000円とし、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日又はこれに相当するに退庁時から引き続いて勤務した場合は、150/100、勤務時間が5時間未満の場合は、50/100をそれぞれの額に乗じて得た額とする。 常直職員については、月額22,000円(その勤務日数が月の初日から末日までの期間の1/2以下の場合は11,000円)とする。	国と同じ	—	300,013 千円	168,547 円

管理職職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける者が、週休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ支給する。 勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額の70/100、1時間未満の場合はその額に40/100をそれぞれ乗じて得た額とする。 イ 一種 12,000円 ロ 二種 11,000円 ハ 三種 10,000円 ニ 四種 9,000円 ホ 五種 8,000円 ヘ 六種 7,000円 ト 七種 6,000円 チ 八種 5,000円	国と同じ	—	4,806 千円	21,745 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務した全時間に対し、1時間当たり(給料の月額+給料の月額に対する地域手当の月額+人事委員会が定める手当の月額)×12/(当該勤務の属する年度の現日数—週休又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日)×7.75)の25/100の額を支給する。	国と同じ	—	97,481 千円	76,276 円
休日勤務手当	休日(祝日法による休日等及び年末年始の休日等)において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、1時間当たり(給料の月額+給料の月額に対する地域手当の月額+人事委員会規則で定める手当の月額)×12/(当該勤務の属する年度の現日数—週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日)×7.75×135/100の額を支給する。	国と同じ	—	19,293 千円	19,849 円
寒冷地手当	職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会が定める地域又は公署に在勤する職員に対して支給する。 ・世帯主である職員であって、扶養親族のあるもの 17,800円 ・世帯主である職員であって、扶養親族のないもの 10,200円 ・それ以外の職員 7,360円	国と同じ	—	79,623 千円	58,589 円

災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策、災害復旧等のため山梨県に派遣された職員で、住所又は居所を離れて山梨県の区域に滞在することを要する職員に対して支給する。 ・公共の施設又はこれに準ずる施設 3,970円(1日につき) ・その他の施設 6,620円～5,140円(1日につき)			0 千円	0 円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、3ヶ月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して、月額3,000円を支給する。	国と同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,250,000	円	(-)円
	副 知 事	960,000	円	(-)円
報 酬	議 長	910,000	円	(-)円
	副 議 長	820,000	円	(-)円
	議 員	770,000	円	(-)円
期 末 手 当	知 事	(5年度支給割合)		
	副 知 事	3.40	月分	
	議 長	(5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.40	月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	1,250千円×在職月数×0.502	30, 120, 000円	任期毎
	副 知 事	960千円×在職月数×0.367	16, 911, 360円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

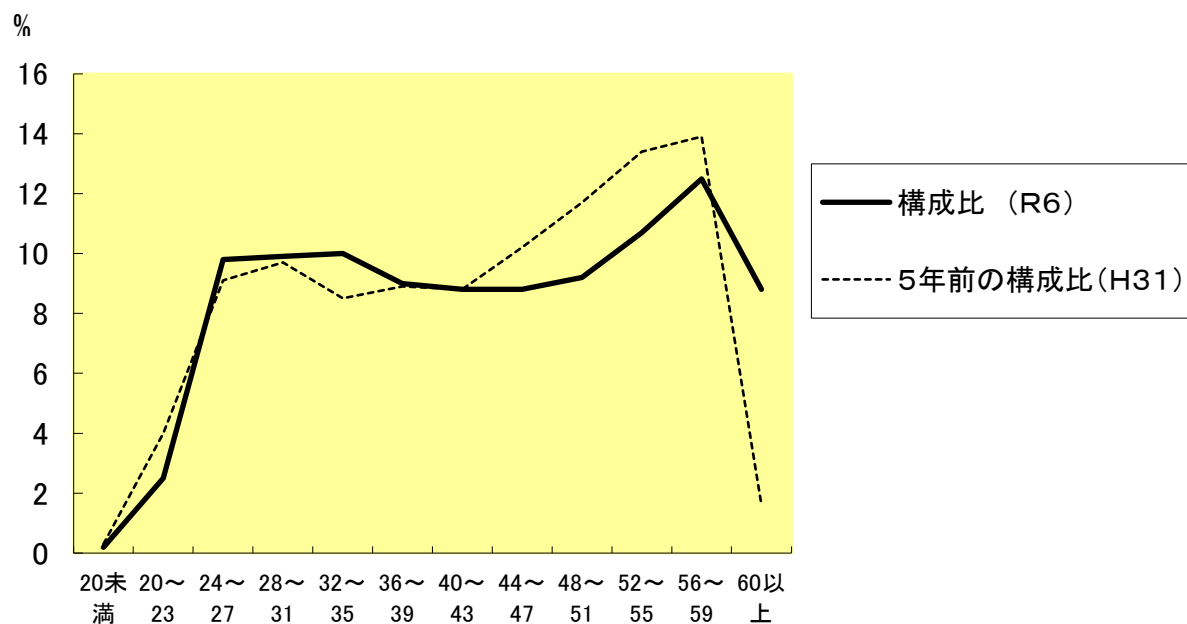
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	22	22	0	人口減少危機対策の促進等への対応 △ 3 事務の統廃合縮小に伴う減 2 児童相談所処遇指導体制の強化 △ 3 効率的な業務執行体制の確保 1 人材育成施策の高度化対応 △ 3 退職による欠員 1 新事業創出への対応 △ 13 リニア関連用地取得体制の見直し
		総務	554	571	17	
		税務	103	100	△ 3	
		民生	400	402	2	
		衛生	391	388	△ 3	
		労働	81	82	1	
		農林水産	689	686	△ 3	
		商工	181	182	1	
		土木	544	531	△ 13	
		計	2,965	2,964	△ 1	(参考:人口10万当たり職員数 368 人)
	教育部門	7,648	7,661	13	小学校学級数増に伴う職員数の増	
	警察部門	1,960	1,972	12	警察官の欠員補充	
	小 計	12,573	12,597	24	(参考:人口10万当たり職員数 1,562 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	新エネルギーシステム推進体制の強化	
	その他	135	140	5		
	小 計	135	140	5		
合 計			12,708 [14,032]	12,737 [14,032]	29	(参考:人口10万当たり職員数 1,580 人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条約定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	20人	323人	1,245人	1,253人	1,275人	1,145人	1,121人	1,126人	1,166人	1,358人	1,588人	1,117人	12,737人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,020	3,000	3,018	3,013	2,965	2,964	△ 56 (△ 1.9%)
教 育	7,759	7,321	7,675	7,699	7,648	7,661	△ 98 (△ 1.3%)
警 察	1,969	1,973	1,963	1,963	1,960	1,972	3 (0.2%)
普通会計計	12,748	12,294	12,656	12,675	12,573	12,597	△ 151 (△ 1.2%)
公営企業等会計計	115	138	136	138	135	140	25 21.7%
総合計	12,863	12,432	12,792	12,813	12,708	12,737	△ 126 (△ 1.0%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業・温泉事業・地域振興事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 4,406,096	千円 1,551,775	千円 775,607	% 17.6%	% 19.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 108	千円 458,507	千円 121,538	千円 195,562	千円 775,607	千円 7,182	千円 6,719

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 梨 県	47.7 歳	366,860 円	601,970 円
団体平均	46.2 歳	355,891 円	558,512 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,708 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

山 梨 県	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
1人当たり平均支給額 - 千円 14,262 千円	(2%～45%加算)

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		13,609 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		126,014 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
甲府市	2.75 %	44 人	2.75 %
早川町	2.75 %	26 人	2.75 %
甲州市	2.75 %	16 人	2.75 %
甲斐市	2.75 %	19 人	2.75 %
笛吹市	2.75 %	3 人	2.75 %

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給総額(5年度決算)	5,735 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	84,333 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	63.0 %
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
企業従事手当 ① 現場手当	1 発電又は温泉給配湯の現場において、施設及び設備の点検、巡視又は整備の業務に従事した職員 2 異常気象時又は電気工作物の事故若しくは異常時に、発電所の監視及び制御の業務又は早川水系取水口監視及び操作等の業務に従事した職員	4,029 千円	1日四時間未満従事した場合 540円 1日四時間以上従事した場合 900円
② 夜間特殊作業手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる特殊な業務に従事した職員	1,302 千円	2時間以上 1,100円 2時間未満 600円
③ 危険作業手当	1 地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な場所における作業 2 傾斜度平均四十度以上で高低差十メートル以上の急傾斜地における作業 3 傾斜三十度以上の水圧鉄管作業 4 巻き立てのされていないトンネル坑内における作業 5 水路隧道内における作業 6 活線及び活線近接作業 7 溪流取水口及び横坑内における作業 8 異常出水時の堰堤及び取水口における障害物除去作業 9 足場の不安定な河川内における作業 10 冬期閉鎖による通行止め区間内における作業	398 千円	1日4時間以上従事した場合 320円 1日4時間未満従事した場合 200円
④ 土地の取得及び物件の補償交渉業務手当	職員が用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務に従事した場合	3 千円	1日 750円
⑤ 災害出動手当	災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監視又は応急作業に従事した職員(技労職員を含む。)	2 千円	1日につき ① 巡回監視 480円 ② 応急作業 730円 (夜間の場合50/100を加算)

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	35,081 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	436 千円
支給実績(4年度決算)	38,018 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	438 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	内容及び支給単価につ いては知事部局に同じ	同じ	—	13,167 千円	209,000 円
住居手当				3,830 千円	239,375 円
通勤手当				12,112 千円	140,843 円
管理職手当				12,166 千円	811,040 円
休日勤務手当				902 千円	42,941 円
単身赴任手当				4,686 千円	360,462 円
特地勤務手当				8,364 千円	380,189 円
特地勤務手当に準 ずる手当				3,579 千円	255,673 円
夜間勤務手当				3,834 千円	182,592 円
寒冷地手当				1,891 千円	85,959 円